

( 介 8 2 )

平成 19 年 3 月 30 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会 介護保険担当理事  
天 本 宏

療養病床の転換推進に関する施設基準見直し等の諮問及び答申の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、療養病床の再編に関しては、現在、各種審議会及び検討会などにおいて審議が行われているところです。

平成19年3月29日に社会保障審議会介護給付費分科会が開催され、療養病床等を有する医療機関が介護老人保健施設等へ転換を行う際の、人員、施設及び運営基準等を改正する件及び、介護老人福祉施設における重度化対応加算等の経過措置の延長に関し、厚生労働大臣より諮問が行われ、審議の上、同日答申されました。

つきましては、諮問、答申及び審議会に提出された資料を参考にご送付申し上げます。

敬具

記

( 添付資料 )

- ・ 資料 1 療養病床の転換を円滑に進めるための介護老人保健施設等の施設基準の見直しについての諮問
- ・ 資料 2 介護老人福祉施設における重度化対応加算等の経過措置の延長についての諮問
  
- ・ 参考資料 1 療養病床の転換支援に関する当面の追加措置(案)について
- ・ 参考資料 2 療養病床再編成関係参考資料

以上

療養病床の転換を円滑に進めるための  
介護老人保健施設等の施設基準の  
見直しについての諮問

社保審一介護給付費分科会	
第42回 (H19.3.29)	資料 6

厚生労働省発老第0329001号  
平成19年3月29日

社会保障審議会  
会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣  
柳澤 伯夫

諮 問 書

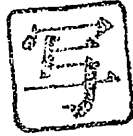
介護保険法（平成9年法律第123号）第88条第3項及び第97条第4項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）を別紙のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

## 1 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の改正

- 療養病床を有する病院から転換した介護老人保健施設については、
  - ① 食堂の面積基準は、1人当たり1㎡以上
  - ② 機能訓練室の面積基準は、40㎡以上とする。  
※ 療養病床を有する病院から転換したサテライト型小規模介護老人保健施設については、食堂は1人当たり1㎡以上、機能訓練室は本体施設の機能訓練室を利用することで可とする。
  
- 療養病床を有する診療所から転換した介護老人保健施設については、
  - ① 療養室の面積基準は、1人当たり6.4㎡以上
  - ② 廊下幅の基準は、内法1.2m以上（両側に居室がある場合、内法1.6m以上）
  - ③ 食堂・機能訓練室の面積基準は、「食堂＋機能訓練室の面積基準は1人当たり3㎡以上」又は「機能訓練室が40㎡以上（食堂が1人当たり1㎡以上）」とする。  
※ ①の面積基準については、平成23年度末までの経過措置とする。  
※ 療養病床を有する診療所から転換したサテライト型小規模介護老人保健施設についても、食堂は1人当たり1㎡以上、機能訓練室は本体施設の機能訓練室を利用することで可とする。
  
- 一般病床を有する病院・診療所から介護老人保健施設に転換する場合も療養病床を有する病院・診療所から介護老人保健施設に転換する場合と同様の経過措置を認めることとする。
  
- 転換した介護老人保健施設が病院・診療所と併設している場合、当該病院・診療所との診察室の共用を認めることとする。

## 2 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の改正

- 療養病床を有する病院・診療所から転換した介護老人福祉施設は、
  - ① 廊下幅の基準は、内法1.2m以上（両側に居室がある場合、内法1.6m以上）
  - ② 療養病床を有する病院から転換する場合は、
    - ・ 食堂の面積基準は、1人当たり1㎡以上
    - ・ 機能訓練室の面積基準は、40㎡以上とし、療養病床を有する診療所から転換する場合は、「食堂＋機能訓練室の面積基準は1人当たり3㎡以上」又は「機能訓練室が40㎡以上（食堂が1人当たり1㎡以上）」とする。
  
- 一般病床を有する病院・診療所から介護老人福祉施設に転換する場合も療養病床を有する病院・診療所から介護老人福祉施設に転換する場合と同様の経過措置を認めることとする。



分介発第0329001号

平成19年3月29日

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明 殿

介護給付費分科会

分科会長 大森 彌

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正について（報告）

平成19年3月29日厚生労働省発老第0329001号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記について、当分科会は審議の結果、諮問のとおり改正することを了承するとの結論を得たので報告する。



社 保 審 発 第 4 号  
平 成 1 9 年 3 月 2 9 日

厚生労働大臣  
柳澤 伯夫 殿

社会保障審議会  
会長 貝塚 啓明

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正について（答申）

平成19年3月29日厚生労働省発老第0329001号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記については了承する。

介護老人福祉施設における  
重度化対応加算等の経過措置の  
延長についての諮問



厚生労働省発老第0329002号  
平成19年3月29日

社会保障審議会  
会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣  
柳澤 伯夫

諮 問 書

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第5項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）を別紙のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

- 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設における重度化対応加算の算定に当たって、常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を平成20年3月31日まで延長することとする。
  
- 短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算についても同様の措置を講ずること。



分介発第 0329002 号  
平成 19 年 3 月 29 日

社会保障審議会  
会 長 貝塚 啓明 殿

介護給付費分科会  
分科会長 大森 彌

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正について（報告）

平成 19 年 3 月 29 日厚生労働省発老第 0329002 号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記について、当分科会は審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

#### 記

諮問のとおり改正することを了承する。

なお、各介護老人福祉施設等は、看護師の確保に関する計画を立て、看護師の確保に努めるとともに、看取りに関する研修の充実に努めること。また、厚生労働省及び都道府県は、各介護老人福祉施設等における看護師の確保に対する支援措置を講ずること。



社 保 審 発 第 5 号  
平 成 1 9 年 3 月 2 9 日

厚生労働大臣  
柳澤 伯夫 殿

社会保障審議会  
会長 貝塚 啓明

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正について（答申）

平成19年3月29日厚生労働省発老第 0329002 号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記については、了承する。

なお、各介護老人福祉施設等は、看護師の確保に関する計画を立て、看護師の確保に努めるとともに、看取りに関する研修の充実に努めること。また、厚生労働省及び都道府県は、各介護老人福祉施設等における看護師の確保に対する支援措置を講ずること。

療養病床の転換支援に関する当面の追加  
措置(案)について

## 療養病床の転換支援に関する当面の追加措置(案)

療養病床を転換する場合の課題として、次のようなご指摘をいただいている。

- 転換先の施設の基準を満たすことが難しい。
- 医療機関と老健施設を併設する場合、設備の共用に限られる。
- 転換後の経営の見通しが不透明。
- 転換に伴う施設の改修等に費用がかかる。
- 地域によっては整備枠がなく転換が進まない。

更に転換を促進するため、次の事項について速やかに実施する。

- ① 施設基準の緩和
- ② 医療機関と老健施設が併設する場合の設備基準の緩和
- ③ 転換後の経営モデルの提示
- ④ 医療法人経営の選択肢の拡大
- ⑤ 転換時の改修等に関する特別償却制度(法人税)の創設
- ⑥ 福祉医療機構の融資条件の優遇等
- ⑦ 第3期介護保険事業(支援)計画における定員枠の弾力化

## ① 療養病床を老健施設等に転換する場合の施設基準の緩和

医療機関が老健施設等に転換する場合に施設基準の緩和措置を実施。  
 【介護給付費分科会に諮問の上、省令を改正し、平成19年5月施行予定。】

		転換先(老健施設)の施設基準の緩和			
		食堂	機能 訓練室	廊下幅	床面積
転換元	療養病床 (病院)				対応済み (平成18年7月施行)
	療養病床 (診療所)	新たな転換支援策にて対応 (平成19年5月施行)			
	一般病床 (病院・診療所)				

### 【緩和措置の適用期間】

- ・床面積は平成23年度末までの経過措置
- ・食堂・機能訓練室・廊下幅は平成24年度以降も適用

※特別養護老人ホームの食堂・機能訓練室・廊下幅につき同様の基準の緩和を行う。

## ② 転換により医療機関と老健施設が併設する場合の設備基準の緩和

・転換により老健施設が医療機関に併設することとなる場合、診察室の共用を可能とする。

【介護給付費分科会に諮問の上、省令等を改正し、平成19年5月施行予定。】

・老健施設、特別養護老人ホーム等が医療機関に併設することとなる場合、階段、エレベーター、出入口等の共用を可能とする。

【通知を改正し、平成19年5月施行予定。】

## ③ 転換後の経営モデルの提示

病床規模別に収支、人員体制等を含めた転換後の経営モデルを提示する。

## ④ 医療法人経営の選択肢の拡大

医療法人が、有料老人ホームや一定の要件を満たす高齢者専用賃貸住宅を設置することを認める。[医療法人の附帯業務の拡大]

【有料老人ホームは平成19年4月施行、高齢者専用賃貸住宅は平成19年5月施行予定。】

## ⑤ 転換時の改修等に関する特別償却制度(法人税)の創設

療養病床を老健施設等に転換するための改修等を行った場合、当該年度の法人税について特別償却(基準取得価額の15%)できる措置を創設し、税負担を軽減する。

【平成19年4月から平成21年3月まで】



## ⑥ 福祉医療機構の融資条件の優遇等

(独)福祉医療機構の融資において、転換に伴う改修等に要する資金については、次のような優遇措置を講じる。

- ① 融資率の引き上げ(75%→90%)
- ② 貸付金利の引き下げ(財投金利と同じ)
- ③ 有料老人ホームの融資対象化

【平成19年4月から】

一時的な資金不足が生じる場合には、(独)福祉医療機構の「つなぎ融資」制度を利用可能。

## ⑦ 第3期介護保険事業(支援)計画における定員枠の弾力化

### I 介護保険施設等の定員枠の弾力運用

都道府県、市町村は、第3期(平成18～20年度)の介護保険施設等の合計の指定の枠内であれば、年度ごと、施設種別ごとの指定の枠を超えても、医療保険適用の療養病床から老健施設等への転換を可能とする。

### II 医療区分1の患者が多く、経営困難な医療機関の特例

第3期の合計の指定枠を超える場合であっても、一定の要件を満たす医療保険適用の療養病床については、都道府県及び市町村の協議(認知症高齢者グループホームへの転換の場合は市町村の判断)により、介護保険施設等への転換を可能とする。

【I、IIとも、平成19年4月から】

療養病床再編成関係  
参考資料

# これまでに講じてきた転換支援措置

## 1 老健施設等への機能転換に向けた助成措置

- ・ 地域介護・福祉空間整備等交付金(市町村への交付金)
- ・ 医療提供体制施設整備交付金(都道府県への交付金)(～平成19年度)
- ・ 医療保険財源による「病床転換助成事業」(平成20年度～)  
の活用により、転換に要する費用を助成。

## 2 医師・看護職員等の配置等が緩和された経過的類型の創設

- ・ 診療報酬及び介護報酬において、医師、看護職員等の配置等を緩和することで医療機関のコストを引き下げつつ報酬上評価する類型(介護保険移行準備病棟・経過型介護療養型医療施設)を創設。

## 3 療養病床が老健施設に転換する場合の施設基準の緩和

- ・ 既存の建物をそのまま活用して介護老人保健施設に円滑に転換できるよう、介護療養型医療施設及び医療療養病床から転換した介護老人保健施設については、
  - ①1床当たりの面積基準を6.4㎡以上とする(※通常は8㎡以上)(平成23年度末までの経過措置)
  - ②廊下幅の基準については、内法1.2m以上(両側に居室がある場合、内法1.6m以上)とする(※通常はそれぞれ1.8m以上、2.7m以上)

# 転換先の老人保健施設等の施設基準の一部の緩和

平成18年7月に「療養病床を有する病院」が「老健施設」に転換する場合の施設基準（床面積・廊下幅）の緩和措置を実施。



転換をより円滑に進めるため、

- ① 緩和する施設基準に、食堂・機能訓練室の面積を追加
- ② 転換元が「療養病床を有する診療所」や「一般病床を有する病院・診療所」の場合も施設基準を緩和
- ③ 転換先が「特別養護老人ホーム」の場合も、廊下幅と食堂・機能訓練室の基準を緩和する措置を講ずる。

【転換元】

	療養病床		一般病床	
	病院	診療所	病院	診療所
床面積	6.4㎡ /人以上	6.4㎡ /人以上	6.4㎡ /人以上	6.4㎡ /人以上
廊下幅 (中廊下)	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上
食堂	1㎡ /人以上	1㎡ /人以上	基準なし	基準なし
機能訓練室	40㎡以上	十分な広さ	基準なし	基準なし

【転換先】

	経過措置が講じられた 老人保健施設		経過措置が講じられた 特別養護老人ホーム	
	病院から の転換	診療所から の転換	病院から の転換	診療所から の転換
床面積	6.4㎡ /人以上	6.4㎡ /人以上	経過措置 なし	経過措置 なし
廊下幅 (中廊下)	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上
食堂	1㎡ /人以上	食堂 + 機能訓練室 が	1㎡ /人以上	食堂 + 機能訓練室 が
機能訓練室	40㎡以上 (注1)	3㎡/人以上 (注1)(注2)	40㎡以上	3㎡/人以上 (注2)

(参考)

一般の 老人保健 施設	一般の 特別養護 老人ホーム
8.0㎡ /人以上	10.65㎡ /人以上
1.8 (2.7) m以上	1.8 (2.7) m以上
2㎡ /人以上	食堂 + 機能訓練室 が
1㎡ /人以上	3㎡/人以上

【緩和措置の適用期間】

- ・床面積は平成23年度末までの経過措置
- ・食堂・機能訓練室・廊下幅は平成24年度以降も適用。

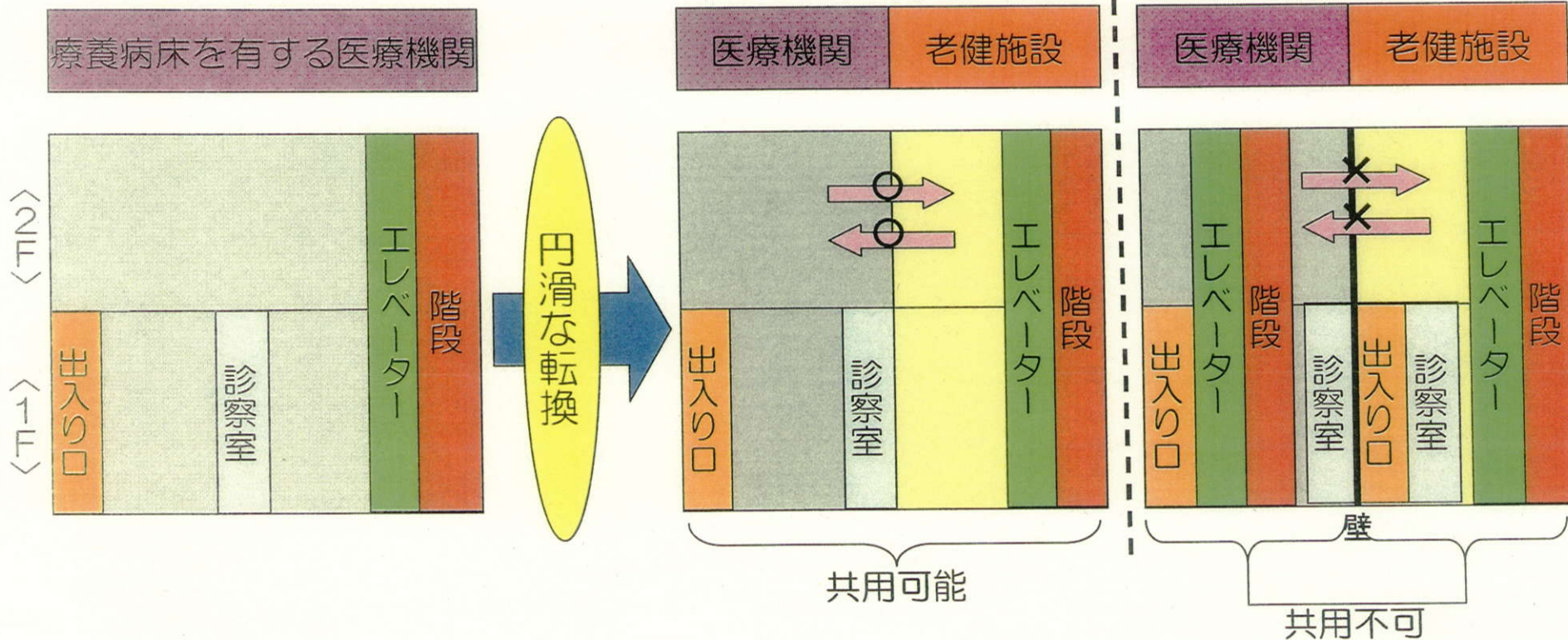
(注1) サテライト型小規模老健施設に転換する場合は本体施設の機能訓練室の共用も可能とする。

(注2) 「食堂：1㎡/人以上、機能訓練室：40㎡以上」でも可。

転換により医療機関と老健施設が併設する場合における設備基準の緩和の例  
 (診察室、階段、エレベーター、出入り口等関係)

転換により医療機関と老健施設が併設するケース

〈緩和措置が講じられた場合〉 | 〈緩和措置がない場合（現行）〉



○ 利用者は医療機関と老健施設間の通行も可能となる。

# 医療法人経営の選択肢の拡大

◎医療法人の附帯業務規制を緩和し、「住まいの場」である有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅を設置し、生活相談などのサービスを提供する経営形態を認める。

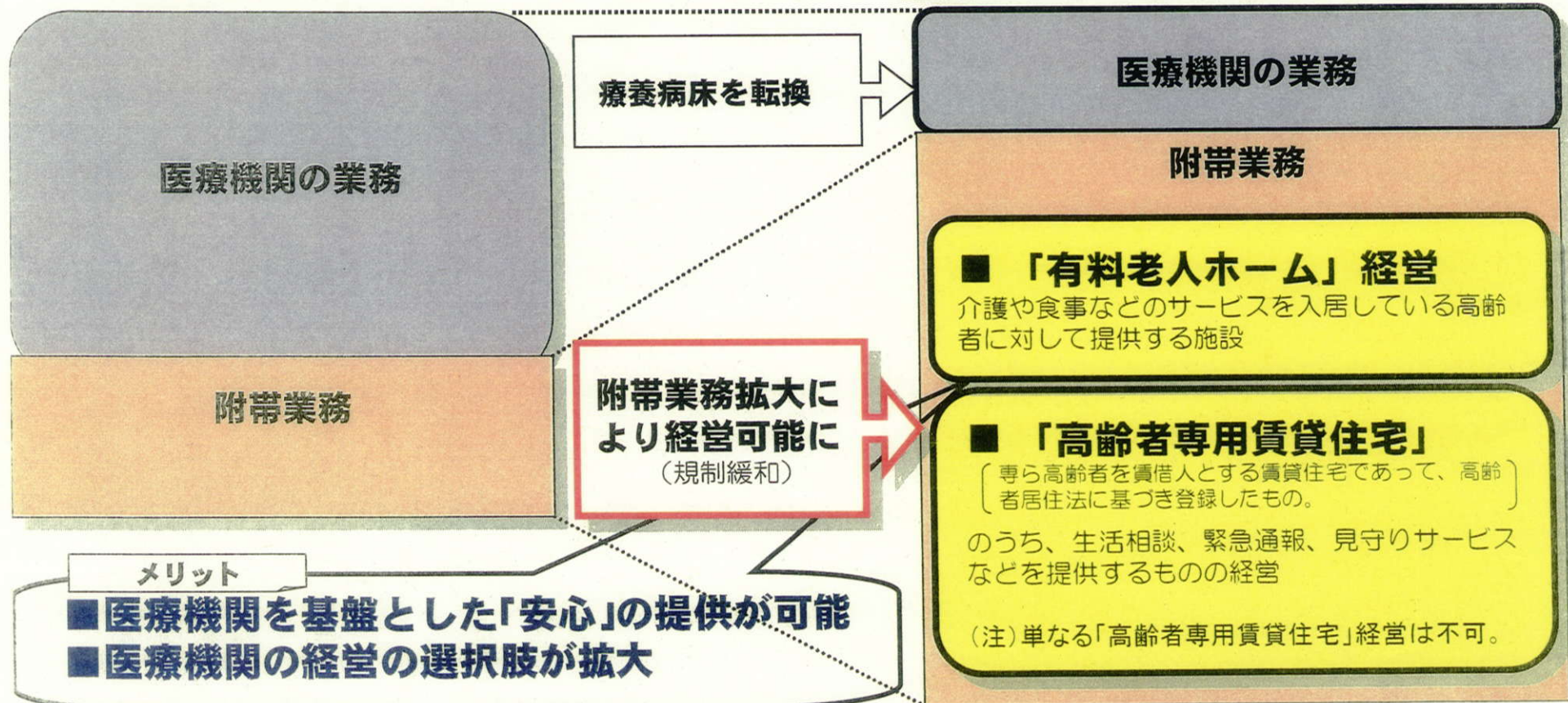
[医療法人の附帯業務の拡大]

→ 従前の療養病床の経営ノウハウを活かした経営の多角化が可能

転換のイメージ (例)

[転換前]

[転換後]



# 第3期介護保険事業(支援)計画における定員枠の弾力化

## I 介護保険施設等の定員枠の弾力運用

都道府県、市町村は、第3期(平成18~20年度)の介護保険施設等の合計の指定の枠内であれば、年度ごと、施設種別ごとの指定の枠を超えても、医療保険適用の療養病床から老健施設等への転換を可能とする。

### 現行

転換は年度ごと、施設種別ごとの指定の枠内で行う。

(例)

	【18年度】	【19年度】	【20年度】
介護療養	50	50	50
老健施設	100	100	100
特養	100	100	100
特定施設	50	50	50
4施設計	300	+	300
			+
			300
			= 900

### 見直し後

転換は3年間を通じ、全種別合計の指定の枠内で行う。

(例)

	【18~20年度】
介護療養	3年間の全種別合計の指定の枠 900
老健施設	
特養	
特定施設	

市町村介護保険事業計画における認知症高齢者グループホーム等の指定枠についても、3年間の合計の新規指定の枠内であれば、同様に扱う。

## II 医療区分1の患者が多く、経営困難な医療機関の特例

第3期の合計の指定枠を超える場合であっても、次のすべての要件を満たす医療保険適用の療養病床については、都道府県及び市町村の協議(認知症高齢者グループホームへの転換の場合は市町村の判断)により、介護保険施設等への転換を可能とする。

- ① 当該療養病床における医療区分1の患者割合が当該都道府県の平均値を超えていること
- ② 転換を認めなかった場合は当該医療機関が存続できなくなると見込まれること
- ③ 当該療養病床の転換・存続が地域ケア体制の確保を図る上で必要不可欠であること